

# 相馬市地域防災計画

## 第1編 総 則

## はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、相馬市に甚大な被害をもたらしました。津波により沿岸地域では多くの尊い命が失われ、一般市民だけでなく、避難誘導を行っていた消防団員も犠牲となり、住宅や事業所が流失する深刻な被害が発生しました。内陸部でも地震による建物被害が数多く確認されるなど、相馬市はかつて経験したことがない規模の災害に直面しました。さらに、東京電力福島第一原発事故に伴う、放射性物質の拡散が、市民の健康への不安を高めたほか、風評被害も発生しました。

令和元年東日本台風では、市内全域で断水が発生しました。また、宇多川と小泉川の堤防が決壊し、広範囲にわたる洪水被害をもたらしました。同時に、多くの土砂災害も発生し、住民の日常生活に深刻な影響を及ぼしました。続いて令和 3 年及び令和 4 年には福島県沖地震が 2 年連続で発生し、多くの建物が被害を受けました。このような自然災害が重なった結果、被災した建物は解体され、市街地では空き地が目立つ状況になっています。

数々の困難に見舞われましたが、市内外から温かい支援を受け、市や関係機関、地域住民が一丸となり、復旧と復興に向けて取り組んできました。

これらの災害の教訓を基に、相馬市では災害による被害を完全に防ぐことは困難であると認識し、被害を最小限に抑え迅速な復旧を図る「減災」の考え方を防災の基本方針としています。この減災の方針の下、人命の保護を最重視し、防災関係機関と協力し、あらゆる手段を講じて万全を期して参ります。

本地域防災計画では「市民の生命の保護と財産への被害の最小限化」を前提に、「次世代に継承できる、災害に負けない防災まちづくり」を目標として掲げ、自主防災組織の育成をはじめ、地域防災活動の活性化や地域防災力の強化を図りながら、親から子、子から孫へと継承される災害に強いまちづくりを推進して参ります。

## 第 1 節 計画の目的及び構成等

---

### 第 1 計画の目的

この計画は、相馬市における災害への適切な対応を目的として、防災関係機関が行うべき事務又は業務の大綱を定め、また、福島県防災基本条例（令和 7 年条例第 9 号）を踏まえ、これを総合的かつ計画的に推進することにより、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、被害を最小限に軽減することを目的とする。

### 第 2 計画の位置付け

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、相馬市防災会議が作成する計画であり、国の防災基本計画、防災業務計画及び福島県地域防災計画と整合性を図るものである。

### 第3 計画の構成

この計画は、「第1編 総則」、「第2編 災害予防計画」、「第3編 災害応急対策計画」、「第4編 災害復旧・復興計画」、「第5編 個別災害対策計画」、「第6編 資料」として構成する。



## 第4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、市の情勢を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは修正する。

## 第2節 災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標

### 第1 災害対策の基本理念

災害対策は、災害対策基本法で定める以下の事項を基本理念として行われるものであり、この計画も基本理念に基づき策定するものとする。

#### 【災害対策基本法に位置づけられた基本理念の要点】

- 1 災害の発生を常に想定、災害が発生した場合の被害の最小化と迅速な回復
- 2 国、地方公共団体等の適切な役割分担と相互の連携協力の確保、住民一人ひとりの防災活動や多様な主体が自発的に行う防災活動の促進
- 3 災害に備えるための措置の一体的実施と科学的知見及び過去の災害からの教訓を踏まえた改善
- 4 災害の状況把握と人材、物資等の適切な配分による人命及び身体の優先的な保護
- 5 個々の被災者の状況を踏まえ、時期に応じた適切な被災者の援護
- 6 災害発生時における速やかな施設の復旧、被災者の援護及び災害からの復興

### 第2 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する『減災』の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備えることとする。

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせる。

その実施にあたっては、行政、防災関係機関、市民、事業所、自主防災組織、自治会等の様々な主体の役割分担を明確にし、自助・共助・公助が連携しながら一体となって取り組むこととする。

### 第3 活動目標

被害の様相は、発災直後からの時間の経過とともに刻々と変化するため、優先すべき災害対策活動の目標も段階的に変化する。

風水害については、気象情報等の分析により災害発生の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の活動が重要である。

防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策活動を実施するためには、各主体に共通の活動目標が基本として存在していることが重要である。このため、風水害においては発災直前及び発災後について、地震・津波においては発災後について、それぞれ基本的な事項について活動目標を整理する。

なお、実際の運用に当たっては、災害の態様、状況に応じた配慮が必要となる。

【風水害】

活動区分	活動目標
事前対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>■災害事前活動               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象情報、警報等の伝達</li> <li>・ 適切な避難誘導の実施、避難所の開設と運営</li> <li>・ 水防活動やダム、せき、水門等の適切な操作等の災害未然防止活動の実施</li> </ul> </li> </ul>
緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>■初動体制の確立               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対策活動要員の確保（非常参集）</li> <li>・ 対策活動空間と資機材の確保</li> <li>・ 被災情報の収集・解析・対応</li> </ul> </li> <li>■生命・安全の確保               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開</li> <li>・ 迅速な避難誘導の実施、避難所の開設と運営</li> <li>・ 広域的な応援活動の要請、広域的な協力による救助・救急活動等の遂行</li> <li>・ 給食、給水の実施</li> <li>・ 道路啓開、治安維持に関する対策</li> <li>・ 災害の拡大防止及び二次災害の防止関連対策</li> </ul> </li> </ul>
応急対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>■被災者の生活の安定               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ライフラインの早期復旧等の社会的なフローの早急な回復</li> <li>・ 救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供</li> <li>・ 通勤・通学手段、就業・就学環境の早急な回復</li> <li>・ 代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復</li> </ul> </li> </ul>
復旧対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域・生活の回復               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災者のケア</li> <li>・ ガレキ等の撤去</li> <li>・ 都市環境の回復</li> <li>・ 生活の再建</li> </ul> </li> </ul>
復興対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域・生活の再建・強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教訓の整理</li> <li>・ 都市復興計画の推進</li> <li>・ 都市機能の回復・強化</li> </ul> </li> </ul>

【地震・津波】

発災後の時間経過	段階名	活動目標
直 後	即時対応期	<ul style="list-style-type: none"> <li>■初動体制の確立               <ul style="list-style-type: none"> <li>・対策活動要員の確保（非常参集）</li> <li>・対策活動空間と資機材の確保</li> <li>・被災情報の収集・解析・対応</li> </ul> </li> </ul>
直後～数時間以内		<ul style="list-style-type: none"> <li>■生命・安全の確保（瞬時の対応）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開</li> <li>・火災延焼の阻止活動、津波・火災延焼に対応した住民避難誘導活動等</li> <li>・広域的な応援活動の要請</li> </ul> </li> </ul>
1日目～3日目	緊急時対応期	<ul style="list-style-type: none"> <li>■生命・安全の確保（72時間以内の対応）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門部隊等も加えた本格的な行方不明者の捜索、救出活動、災害医療等の生命の安全に関わる対策</li> <li>・広域的な協力による火災消火対策活動、地盤崩壊対策活動等の遂行</li> <li>・道路啓開、治安維持に関する対策</li> <li>・有毒物・危険物の漏洩対策等の二次災害の防止関連対策</li> <li>・給食、給水、避難所の開設と運営、救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供</li> </ul> </li> </ul>
4日目～1週間	応急対応期Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■被災者の生活の安定（最低限の生活環境）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフラインの早期復旧等の社会的なフローの早急な回復</li> </ul> </li> </ul>
1週間～1ヶ月	応急対応期Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■被災者の生活の安定（日常活動環境）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・通勤・通学手段、就業・就学環境の早急な回復</li> <li>・代替ルートを整備等による物流等の経済活動環境の回復</li> </ul> </li> </ul>
1ヶ月～数ヶ月	復旧対応期	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域・生活の回復               <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者のケア</li> <li>・ガレキ等の撤去</li> <li>・都市環境の回復</li> <li>・生活の再建</li> </ul> </li> </ul>
数ヶ月以降	復興対応期	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域・生活の再建・強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>・教訓の整理</li> <li>・都市復興計画の推進</li> <li>・都市機能の回復・強化</li> </ul> </li> </ul>

## 第3節 公助（防災関係機関）の責務と業務の大綱

---

### 第1 防災関係機関の責務（公助）

#### 1 相馬市

防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。さらに、消防機関、水防団及びその他組織の整備並びに公共的団体等その他防災に関する団体及び自主防災組織の充実を図るほか、市民の自発的な防災活動の促進を図り、市の有するすべての機能を十分に発揮する。

#### 2 福島県

市を包括する広域的な地方公共団体として、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。さらに、市及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行う。

#### 3 指定地方行政機関

市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう勧告し、指導し、助言等を行う。

#### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関

その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

#### 5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

## 第2 防災関係機関の業務の大綱（公助）

防災関係機関の処理する事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりとする。

### 1 相馬市

事務又は業務の大綱
(1) 相馬市防災会議及び相馬市災害対策本部に関する事務
(2) 防災施設の整備
(3) 防災組織の整備及び育成・強化
(4) 防災知識の普及及び教育
(5) 防災訓練の実施
(6) 避難対策
(7) 防災に必要な物資及び資材の備蓄・整備
(8) 災害に関する被害調査、情報の収集、伝達及び広報
(9) 被災者に対する救助及び救護措置
(10) 水防、消防活動、その他の応急措置
(11) 災害時の保健衛生対策
(12) 災害時の文教対策
(13) 災害時における交通輸送の確保
(14) 被災施設の災害復旧
(15) その他の災害応急対策
(16) その他災害の発生の防衛及び拡大防止のための措置

### 2 相馬地方広域消防相馬消防署

事務又は業務の大綱
(1) 消防用設備等に関すること。
(2) 災害の警戒及び防御に関すること。
(3) 救急及び救助に関すること。
(4) 災害情報の収集に関すること。
(5) 防災教育訓練に関すること。
(6) 災害応急対策に関すること。

### 3 相馬地方広域水道企業団

事務又は業務の大綱
(1) 水道施設の整備に関すること。
(2) 水道施設の災害予防及び災害復旧対策の実施に関すること。
(3) 応急給水に関すること。

#### 4 福島県

機関の名称	事務又は業務の大綱
相双地方振興局 相双建設事務所 相双農林事務所 相双保健福祉事務所 相馬港湾建設事務所 相双家畜保健衛生所 相双教育事務所	(1) 防災組織の整備に関する事 (2) 市及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整に関する事 (3) 防災知識の普及及び教育に関する事 (4) 防災訓練の実施に関する事 (5) 防災施設の整備に関する事 (6) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄・整備に関する事 (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関する事 (8) 災害関係職員（情報連絡員（県リエゾン）を含む）の動員及び派遣に関する事 (9) 緊急輸送の確保に関する事 (10) 交通規制、その他社会秩序の維持に関する事 (11) 保健衛生に関する事 (12) 文教対策に関する事 (13) 市が実施する被災者の救助及び救護に関する事 (14) 災害救助法に基づく被災者の救助に関する事 (15) 被災施設の復旧に関する事 (16) その他災害の発生の防除及び拡大防止のための措置に関する事

#### 5 福島県警察本部

機関の名称	事務又は業務の大綱
相馬警察署	(1) 災害情報の収集、伝達及び広報に関する事 (2) 被災者の救助及び救護に関する事 (3) 避難の指示及び誘導に関する事 (4) 交通規制及び犯罪の予防、その他社会秩序の維持に関する事 (5) 遺体及び行方不明者の捜索及び検視に関する事

#### 6 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
東北農政局 福島地域センター	(1) 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業並びに災害防止事業の指導、助成に関する事。 (2) 農業関係被害情報の収集報告に関する事。 (3) 農作物、家畜等の防災、管理、指導に関する事。 (4) 排水、かんがい用土地改良機械の緊急貸付けに関する事。 (5) 野菜、乳製品等の食料品、飼料種もみ等の供給対策に関する事。 (6) 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集連絡に関する事

関東森林管理局 磐城森林管理署 中村森林事務所	(1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持及び造成に関する事 (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事
仙台管区気象台 (福島地方気象台)	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集・発表に関する事 (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事 (4) 県や市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事
福島労働局 相馬労働基準監督署	(1) 工場事業場における労働災害の防止に関する事
第二管区海上保安本部 (福島海上保安部)	(1) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関する事 (2) 災害時における管内防災関係機関との連携に関する事 (3) 海難救助、治安の維持及び海上交通安全の確保に関する事 (4) 海洋環境の汚染防止、海上交通安全等の災害復旧・復興対策に関する事 (5) 防災に関する啓発活動、訓練に関する事
東北地方整備局 磐城国道事務所 原町維持出張所	(1) 災害情報の収集・提供、応急対策及び災害復旧等の支援に関する事 (2) 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関する事 (3) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事 (4) 被災直轄公共土木施設の復旧に関する事 (5) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関する事
東北財務局 福島財務事務所	(1) 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関する事。 (2) 地方公共団体に対する災害融資に関する事。 (3) 災害発生時における国有財産の無償貸与等に関する事。
東北地方環境事務所	(1) 環境モニタリングの実施・支援に関する事。 (2) 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整に関する事。 (3) 家庭動物の救護支援に関する事。

## 7 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
自衛隊 福島駐屯地 第44普通科連隊	(1) 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事 (2) 市、その他防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力に関する事 (3) 災害救助のための物品の無償貸付及び譲与に関する事

## 8 指定公共機関（国指定機関）

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便(株)	(1) 災害時における郵便事業運営の確保に関すること (2) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること
東日本旅客鉄道(株) 水戸支社	(1) 鉄道施設等の整備及び防災管理に関すること (2) 災害対策に必要な物資及び人員の緊急輸送の協力に関すること (3) 災害時における応急輸送対策に関すること (4) 被災鉄道施設の復旧に関すること
東日本高速道路(株) 仙台管理事務所	(1) 道路の耐災整備に関すること (2) 災害時の応急復旧に関すること (3) 道路の災害復旧に関すること
通信事業者 (NTT東日本(株)福島支店、NTTドコモビジネス(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株))	(1) 電気通信施設の整備及び防火管理に関すること (2) 災害非常通信の確保及び気象予警報の伝達に関すること (3) 被災電気通信施設の災害復旧に関すること
日本赤十字社 福島県支部	(1) 医療、助産等の救護の実施に関すること (2) 義援金の募集に関すること (3) 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関すること
日本放送協会	(1) 気象・災害情報等の放送に関すること (2) 市民に対する防災知識の普及に関すること
運輸業者 (日本通運(株)、福山通運(株)、佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、西濃運輸(株))	(1) 災害時における救援物資及び避難者等の緊急輸送の協力に関すること
東北電力ネットワーク(株)相双電力センター	(1) 電力供給施設の整備及び防災管理に関すること (2) 災害時における電力供給の確保に関すること (3) 被災電力施設の復旧に関すること
東京電力ホールディングス(株)	(1) 原子力施設の防災管理に関すること (2) 放射能災害対策の実施に関すること

## 9 指定地方公共機関（福島県指定機関）

機関の名称	事務又は業務の大綱
バス機関 ((公社)福島県バス協会、福島交通(株)、新常磐交通(株)、会津乗合自動車(株))	(1) 被災地の人員の輸送の確保に関すること (2) 災害時における避難者等の緊急輸送の協力に関すること
放送機関 (福島テレビ(株)) (株)福島中央テレビ、 (株)福島放送、(株)テレビユー福島、(株)ラジオ福島、(株)エフエム福島)	(1) 気象(津波)予報・警報等の放送に関すること (2) 災害状況及び災害対策の放送に関すること (3) 放送施設の保安に関すること (4) 市民に対する防災知識の普及に関すること
新聞社 ((株)福島民報社、 福島民友新聞(株))	(1) 災害状況及び災害対策の報道に関すること
運輸業者 ((公社)福島県トラック協会相双支部)	(1) 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関すること
(一社)福島県医師会 (公社)福島県歯科医師会 (一社)福島県薬剤師会 (公社)福島県看護師協会 (公社)福島県診療放射線技師会	(1) 医療助産等救護活動の実施に関すること (2) 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供に関すること (3) 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること
福島県LPガス協会相双支部	(1) 災害時におけるLPガスの安全対策の実施に関すること
(福)福島県社会福祉協議会	(1) 災害時のボランティアの受入れに関すること (2) 生活福祉資金の貸付に関すること
(一社)福島県警備業協会	(1) 災害時における警戒警備業務及び交通誘導への協力
(一社)福島県建設業協会	(1) 災害時における公共施設の応急対応業務への協力

## 10 公共的団体及び防災上重要な施設

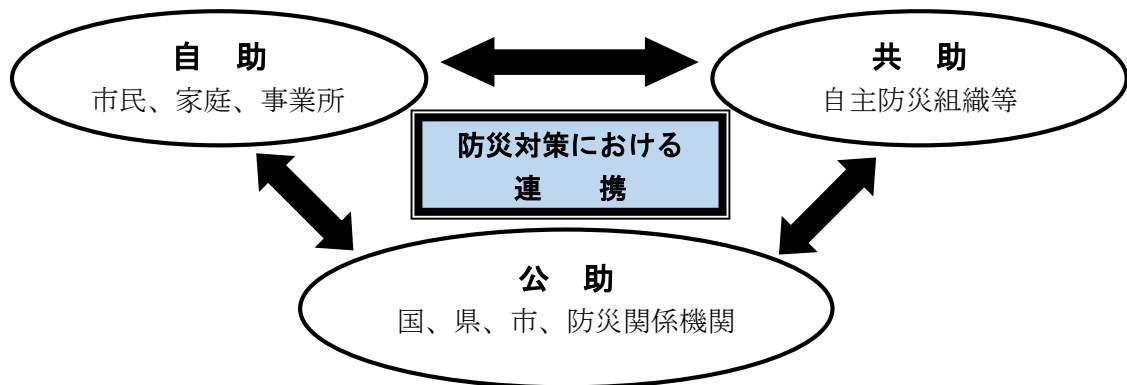
機関の名称	事務又は業務の大綱
(一社)相馬郡医師会 相馬市歯科医師会 相馬市薬剤師会	(1) 医療助産等救護活動の実施に関する事 (2) 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供に関する事 (3) 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事
(福)相馬市社会福祉協議会	(1) 災害時のボランティアの受入れに関する事 (2) 生活福祉資金の貸付に関する事
農業協同組合 (JAふくしま未来) 相馬地方森林組合 そうま土地改良区 農林関係団体	(1) 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関する事 (2) 農産物及び林産物等の災害応急対策の指導に関する事 (3) 農業生産資材及び農家生活資材の確保・あっせんに関する事 (4) 被災組合員に対する融資のあっせんに関する事
相馬双葉漁業協同組合	(1) 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関する事 (2) 被災組合員に対する融資のあっせんに関する事 (3) 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立に関する事 (4) 漁具及び漁家生活資材の確保・あっせんに関する事
相馬商工会議所 商工業関係団体	(1) 市が行う商工業関係の被害状況調査及び応急対策への協力に関する事 (2) 災害時における物価安定についての協力に関する事 (3) 救助用物資、復旧資材等の確保についての協力に関する事
病院等医療施設の 管理者 (公立相馬総合病院)	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事 (2) 災害時における収容者の保護及び誘導に関する事 (3) 災害時における病人等の収容及び保護に関する事 (4) 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関する事
燃料供給業者 (福島県石油業協同組合相馬支部)	(1) 施設の安全管理 (2) 燃料の備蓄及び緊急車両、重要施設等への燃料の優先的な供給
ガス供給事業者	(1) 安全管理の徹底に関する事 (2) ガス施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立に関する事
危険物施設及び高圧ガス施設の管理者	(1) 安全管理の徹底 (2) 保護施設の整備

## 第4節 自助・共助・公助の連携（市民、事業所の役割）

大規模災害においては、市や関係機関の対応には限界があることから、市民や事業所は、防災組織の一員であるという共通認識の下に、災害の未然防止と応急復旧対策等に積極的に寄与する。

過去の災害では、地震発生直後の「自力・家族」、「住民同士」による助け合いによって、多くの命が救われており、災害直後における地域の防災活動の重要性が明らかになっている。また、その後の避難生活等においても、地域のつながりが被災者の支えとなっている。

これらのことから、市民や事業所、自主防災組織等、防災関係機関の3者が、それぞれの役割に応じて分担し、協力して行う「自助・共助・公助」の連携が必要である。



### 第1 市民の役割（自助）

「自らの生命は自らが守る（自助）」という意識をもち、日頃から防災についての正しい知識と行動力を身につける。

また、食料や非常用持出品等の備蓄など自主的に災害に備えるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努める。さらに、災害時には防災関係機関の協力と指導の下に可能な限り防災活動に参加し、市民自ら被害の軽減及び拡大防止に努める。

#### 市民の活動

平時の準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災知識の習得</li> <li>(2) 家屋等の耐震化の促進、家具の転倒防止対策</li> <li>(3) 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄 (最低3日間、推奨7日分の家族の食料、飲料水（1人1日3ℓを目安）)</li> <li>(4) 非常持出品の準備（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）</li> <li>(5) 災害時の指定避難所及び避難経路の確認</li> <li>(6) 災害時の家庭内の連絡方法の確認</li> <li>(7) 各種防災訓練への参加</li> <li>(8) 隣近所との協力体制の確保</li> <li>(9) 災害教訓の伝承</li> </ul>
-------	---

災害時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 情報の把握及び関係機関への伝達</li> <li>(2) 出火防止、初期消火</li> <li>(3) 近隣の負傷者や要配慮者の行動の補助、介助</li> <li>(4) 自らの身を守るための避難等の適切な行動</li> <li>(5) 避難所の運営への協力</li> <li>(6) 市民相互の協力や市の防災事業への協力</li> <li>(7) 公共機関、自主防災組織、ボランティア等の活動への協力</li> </ul>
--------	---

## 第2 事業所の役割（自助）

従業員を災害から守るため、施設の安全化、非常用活動マニュアルの整備、物資や資機材、従業員の食料の備蓄等を行う。

特に、災害応急対策等に必要な物資、資材や役務の供給又は提供を行う事業所は、事業継続計画を策定及び運用し、災害時に重要業務を確実に継続するとともに、事業活動にあたっては、地域構成員としての社会的責任を自覚し、市が行う防災に関する施策や防災活動に積極的に協力するよう努める。

### 事業所の活動

平時の準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災知識の普及・啓発 (従業員の防災意識の醸成、災害時の行動の周知)</li> <li>(2) 建築物の耐震化の促進 (倒壊や外装材等の落下物による被害防止、室内の安全対策)</li> <li>(3) 防災訓練の実施（避難訓練、初期消火訓練、救出訓練）</li> <li>(4) 防災資機材等の整備</li> <li>(5) 帰宅困難時に備えた備蓄（食料、飲料水、生活必需品等）</li> <li>(6) 事業継続計画（BCP）の策定</li> <li>(7) 地域防災活動への参加、協力</li> </ul>
災害時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 情報の把握及び関係機関への伝達</li> <li>(2) 出火防止、初期消火</li> <li>(3) 従業員、利用者等の避難誘導</li> <li>(4) 救出・救護（救出活動・救護活動）</li> <li>(5) 災害時における市及び地域組織との連携（資機材の提供、人的支援）</li> <li>(6) 帰宅困難者対策</li> </ul>

## 第3 自主防災組織の役割（共助）

日頃から地域の危険箇所、避難経路、要配慮者の状況等を把握し、防災資機材等の整備・点検等を行うほか、「自分たちの地域は自分たちで守る（共助）」という連帯感を持ち、防災訓練への参加や独自の防災訓練の実施等により、地域防災力の向上に努める。

また、災害時には被害情報等の収集・伝達、負傷者の救出、応急手当、初期消火、要配慮者等の避難誘導等を行うとともに、避難所運営等に協力するよう努める。

### 自主防災組織の活動

<p>平時の準備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災知識の広報・啓発 (地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策、自助の啓発・促進)</li> <li>(2) 災害危険度の把握（浸水想定・土砂災害危険区域、地域の災害履歴等）</li> <li>(3) 防災訓練の実施（避難訓練、初期消火訓練、救出訓練）</li> <li>(4) 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具等）</li> <li>(5) 防災資機材等の整備</li> <li>(6) 避難行動要支援者対策（要支援者の把握、支援方法の整理）</li> <li>(7) 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業等との合同訓練、学校等との避難所運営訓練）</li> </ul>
<p>災害時の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 情報の収集及び関係機関への伝達</li> <li>(2) 出火防止、初期消火</li> <li>(3) 救出・救護（救出活動・救護活動）</li> <li>(4) 避難誘導の実施、避難所の運営への協力</li> <li>(5) 給食・給水等の活動 (避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出し)</li> <li>(6) 市の防災事業への協力</li> </ul>

## 第5節 本市の概況と災害の記録

### 第1 位置及び地勢

本市は、福島県浜通りの東北端に位置し、西に阿武隈山地が連なり東は太平洋を臨む。東西28キロメートル、南北13キロメートル、総面積197.79平方キロメートルである本市は境域を、南は南相馬市及び飯舘村、北は新地町、東は太平洋に面し、西は伊達市及び宮城県丸森町に隣接している。

地勢は、おおむね平坦地と山間部が相折半し、市街地は中央の平坦地に位置する。市街地を流れる宇多川を中央にして、北に地蔵川、南に日下石川が農地をうるおし太平洋に流れている。

また、海岸延長は17キロメートルに渡り、丘陵の突出部にあたる海岸部は断壁をなし、他は松川浦などの低地帯を形成している。

### 第2 地質

浜通りの地質は、阿武隈高地の花崗岩類及び阿武隈高地から海岸に至る丘陵地帯に発達する第三紀層からなっており、本市もこれに入り、阿武隈高地から太平洋に注ぐ宇多川の河口付近には、小規模な沖積層が発達している。

### 第3 災害の記録

本市における主な災害については、資料編のとおりである（東日本大震災を除く）。

### 第4 東日本大震災の記録

#### (1) 東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波（東日本大震災）の発生

平成23年3月11日14時46分に発生した東北地方太平洋沖地震は、モーメントマグニチュード9.0という国内観測史上最大の地震を観測し、市内でも最大震度6弱の揺れを観測した。この地震により、浜通り沿岸には大津波が到来し、相馬港では9.3m以上の大津波を観測し、地震・津波により、市内では死者数458人、住宅被害5,584棟という過去に例を見ない甚大な被害を受けた。また、本震後には余震が何度も発生し、不安定な住民生活が続くとともに、被害の拡大につながった。

#### (2) 原子力災害の誘発

平成23年3月11日に発生した地震・津波により、東京電力（株）福島第一原子力発電所では、全交流電源が喪失して原子炉冷却に支障が発生し、炉心溶融やそれに伴う格納容器の破損等により放射性物質が漏えいする国内最悪の原子力事故が発生した。福島第一原子力発電所から半径20km圏内が警戒区域に指定されるなど、原子力発電所周辺住民は避難を余儀なくされた。本市は原子力発電所から半径30km以内の地域ではないものの、隣接地域であるため、放射能による健康不安の影響や風評被害の影響等を受ける状況に見舞われた。

※ モーメントマグニチュードとは

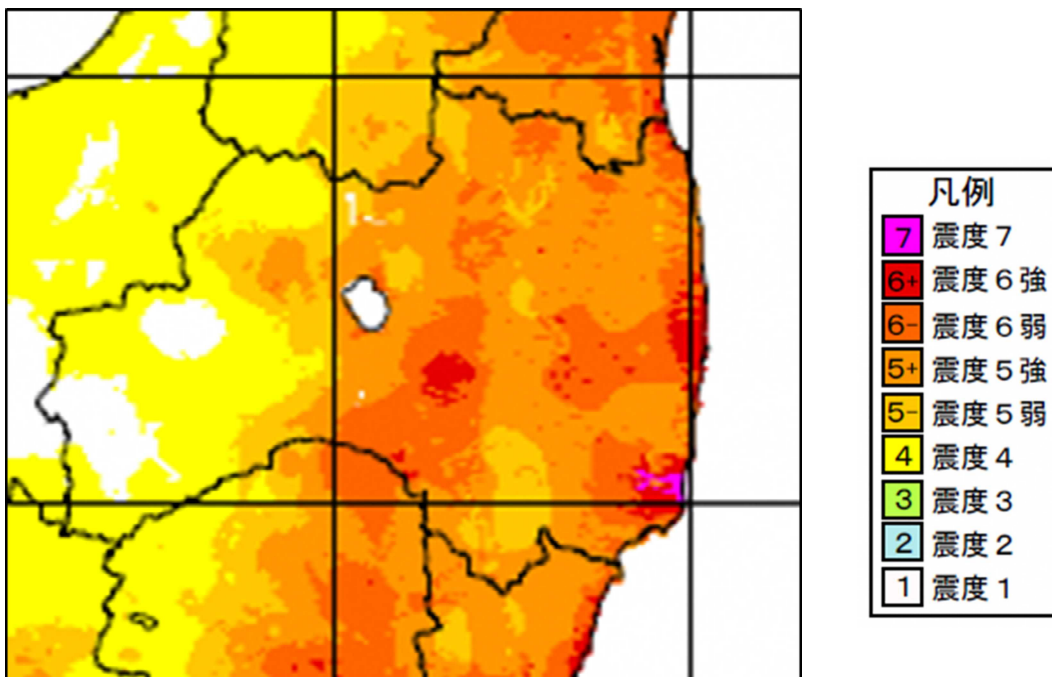
（気象庁HPより引用）

地震は地下の岩盤がずれて起こるものです。この岩盤のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩盤の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードをモーメントマグニチュードと言います。マグニチュードは地震計で観測される波の振幅から計算されますが、規模の大きな地震になると岩盤のずれの規模を正確に表せません。これに対してモーメントマグニチュードは物理的な意味が明確で、大きな地震に対しても有効です。ただし、その値を求めるには高性能の地震計を使った複雑な計算が必要なため、地震発生直後に計算することや、規模の小さい地震で精度よく計算するのは困難です。

【東日本大震災の規模及び相馬市の被害状況等】

発生日時	平成 23 年 3 月 11 日（金） 14 時 46 分
震 源	三陸沖 (北緯 38 度 06.2 分、東経 142 度 51.6 分、震源の深さ 24 k m)
規 模	モーメントマグニチュード 9.0
観測震度	震度 6 弱
警報発表状況	14 時 49 分 津波警報（大津波）発表
津波規模等	計測値：相馬港 9.3m 以上 (15 時 51 分に最大の高さの波が発現)
死者数	458 人 (内訳) 市内収容 419 人、市外収容 19 人、宣告 20 人
行方不明者数	0 人
住宅被害	5,584 棟 (内訳) 全壊 1,087 棟、大規模半壊 254 棟、半壊 687 棟、一部損壊 3,556 棟
被災水田面積	1,102 h a (相馬市の全水田面積 2,700ha)

【平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震の推計震度分布図（出典：気象庁）】



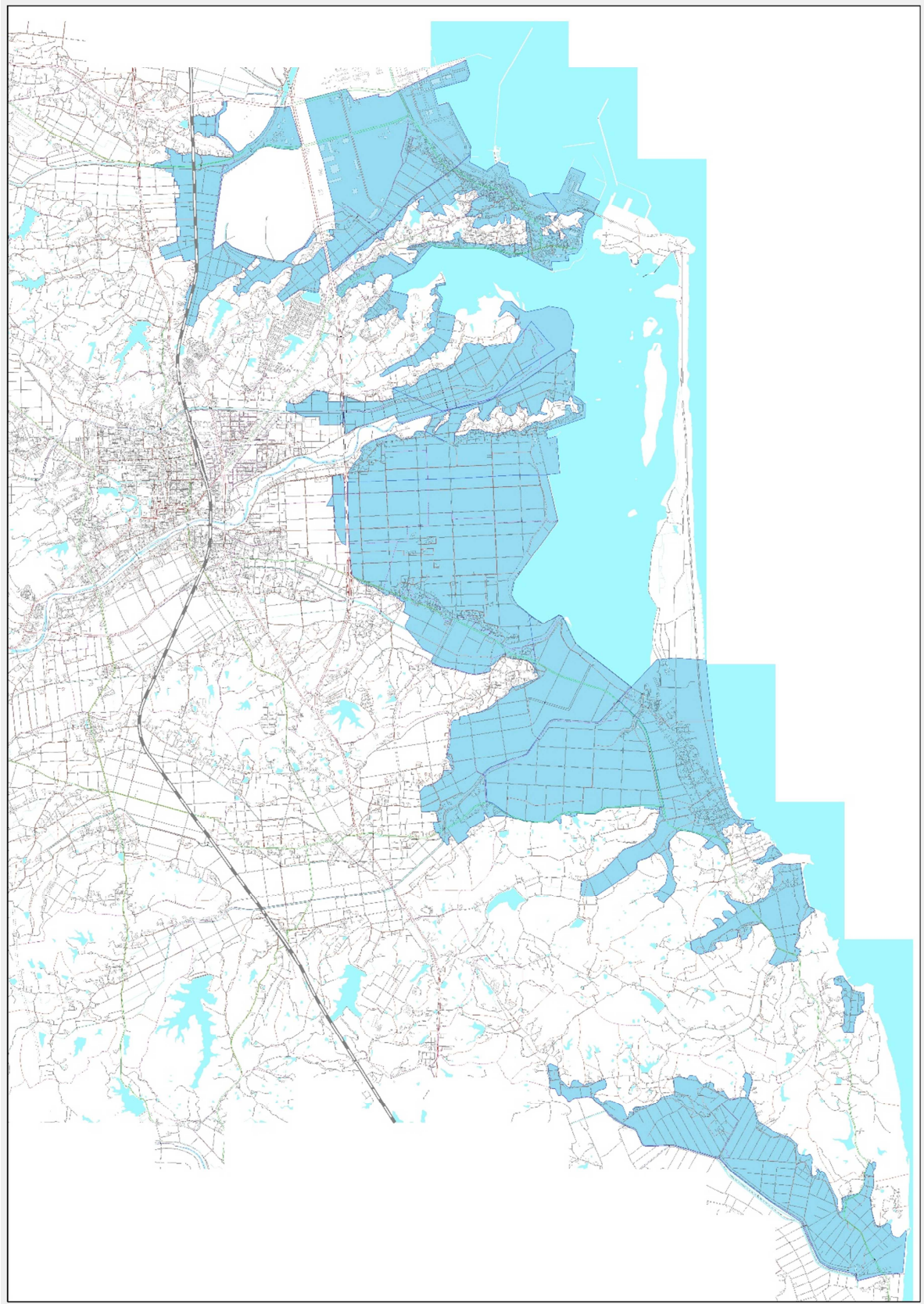
＜推計震度分布図の留意事項＞

地震の際に観測される震度は、ごく近い場所でも地盤の違いなどにより1階級程度異なることがあります。

また、このほか震度を推計する際にも誤差が含まれますので、推計された震度と実際の震度が1階級程度ずれることがあります。

このため、個々のメッシュの位置や震度の値ではなく、大きな震度の面的な広がりが具合とその形状に着目してご利用ください。

相馬市の津波浸水区域図



## 第6節 災害の想定

以下の観点から、市内の主な災害危険性等を想定している。

### 第1 水害の危険性

重要水防区域※は、人命・財産等を守るために特に水防上警戒または防除の重要性を有する箇所について指定されており、市内でも、県管理の河川において指定されている。

県管理の河川は、整備工事が進められ、以前と比較し水害の危険性が減少している箇所がある。しかし、近年、発達した台風や短時間に記録的な大雨の発生により、全国各地で大雨洪水の大きな被害が発生していることから、本市においても大雨洪水による被害の恐れを念頭に水防対策を講じていく必要がある。また、集中豪雨やゲリラ豪雨など大雨の降雨量によっては、排水不良となり、市街地や河川、水路等周辺の低地における浸水が発生する危険性がある。さらに、東日本大震災により沿岸地域では地盤沈下が見られ、浸水が発生する危険性が高い。

※重要水防区域とは、河川及び海岸において、人命、財産等を守るために特に水防上警戒又は防御の重要性を有する箇所のこと。市内では、宇多川、小泉川、地蔵川、梅川、日下石川、町場川、立谷川の各河川内において重要水防区域が指定されている。詳細は資料編のとおり。

### 第2 土砂災害の危険性

地震や大雨は土砂災害を誘引する。特に土砂災害の危険のある地域は、土石流危険渓流や地すべり危険区域のような災害危険箇所とされている。土砂災害が発生した場合、住民等の生命又は身体に危害が生じる恐れがあると認められる区域として、本市においても県により土砂災害警戒区域が指定されている箇所がある。

また、震度5強以上の地震を観測した場合や、台風等により広範囲で土砂災害が発生した場合などは、地盤が緩んでいて降雨や地震により崖崩れが発生する可能性が高まっていることが想定される。このような場合気象台は、「大雨警報（土砂災害）」を発表する基準を、通常より低い基準で運用する「暫定基準」を設定する場合がある。

### 第3 地震・津波の危険性

東日本大震災による津波の発生は、従前の想定をはるかに超える規模であり、通常の高溝型地震が発生する深部プレート境界のずれ動きだけでなく、浅部プレート境界も同時に大きくずれ動いたことによるものであった。

さらに、福島県沖や宮城県沖は、全国的に見ても地震の発生の多い地域であること、地震の規模や発生位置は想定のとおりとは限らないこと及び地震動や地盤の液状化により護岸・堤防に被害が生じる可能性があることなどから、沿岸部の低地や河川の下流域では、津波の危険性が高い。

#### (1) 県が過去に実施した地震・津波被害の想定被害量

ア 平成8年度福島県地震・津波被害想定調査結果は、資料編のとおり。

イ 平成19年度津波想定調査結果は、資料編のとおり。

ウ 令和4年度福島県地震・津波被害想定調査結果は、資料編のとおり。

#### (2) 想定する津波災害の規模と防災対策の目的

高溝型地震や福島県沖高角断層地震による津波に加え、遠地津波や東日本大震災といった過去の津波被害を踏まえ、2つのタイプの規模の津波を想定し、それぞれの特性に応じた防災

対策を講じるものとする。(第5編-3 津波災害対策計画を参照)

ア 発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波(東日本大震災クラス)

イ 最大クラスに比べ発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波